

# 全国靈感商法対策弁護士連絡会から 政府への「解散命令の請求」等の要請

1995.7.26	要望書（解散請求事由の有無について <b>調査</b> を求める）
1997.3.4	要望書（ <b>調査</b> を求める）
2001.12.27	申入書（ <b>解散請求</b> を求める）
2003.12.01	申入書（ <b>解散請求</b> を求める）
2004.9.16	申入書（ <b>解散請求</b> ・調査を求める）
2009.8.10	申入書（ <b>解散請求</b> を求める）
2010.4.23	申入書（ <b>解散請求</b> を求める）
2012.9.10	アピール文（違法行為への適切な措置を求める）
2013.4.1	公開質問状（純然たる対応を求める）
2015.3.26	<b>申入書</b> （名称変更を認証しないよう求める）
2015.9.25	<b>抗議文</b> （名称変更を認証したことに強く抗議）
2017.8.4	申入書（正体隠しの勧誘への対策を求める）

文化庁に対して調査や解散請求の要請は、計 **7**回

## 国賠訴訟も起こされている

2014年 鳥取地方裁判所米子支部 和解

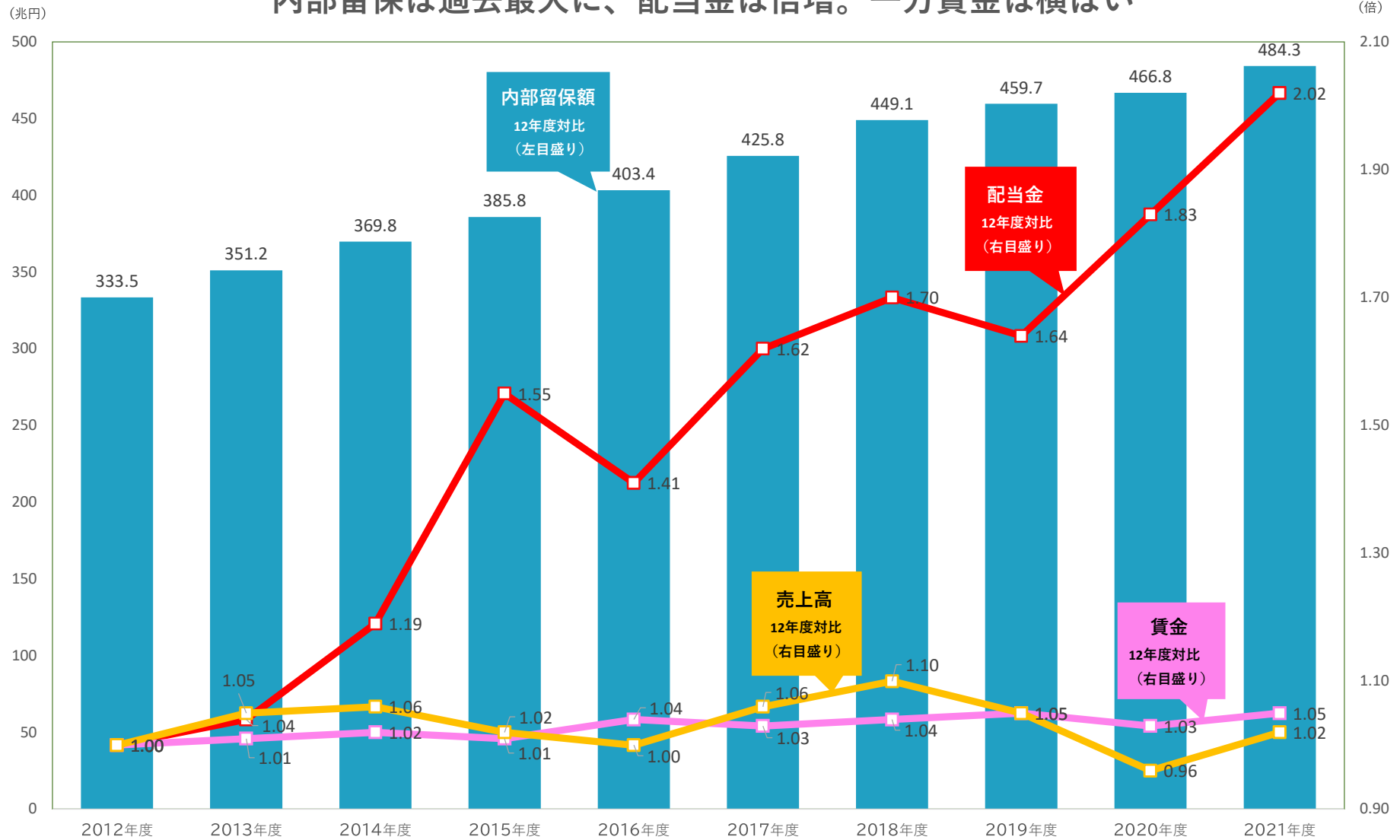
※国は「今後とも、宗教法人法の趣旨目的に則り、適切にその職務を行う」と確認

2017年 東京高等裁判所 判決

出典：全国靈感商法対策弁護士連絡会ホームページなどより山添拓事務所

2022年10月20日 参議院予算委員会 日本共産党 山添拓

# 内部留保は過去最大に、配当金は倍増。一方賃金は横ばい



出典：財務省「法人企業統計」から山添事務所作成

## 最低賃金ランク別引き上げ目安額の推移（円）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	累積額
<b>Aランク</b> 東京など	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>25</b>	<b>26</b>	<b>27</b>	<b>28</b>		<b>28</b>	<b>31</b>	<b>222</b>
<b>Bランク</b> 京都など	<b>12</b>	<b>15</b>	<b>18</b>	<b>24</b>	<b>25</b>	<b>26</b>	<b>27</b>		<b>28</b>	<b>31</b>	<b>206</b>
<b>Cランク</b> 北海道など	<b>10</b>	<b>14</b>	<b>16</b>	<b>22</b>	<b>24</b>	<b>25</b>	<b>26</b>	示されず	<b>28</b>	<b>30</b>	<b>195</b>
<b>Dランク</b> 沖縄など	<b>10</b>	<b>13</b>	<b>16</b>	<b>21</b>	<b>22</b>	<b>23</b>	<b>26</b>		<b>28</b>	<b>30</b>	<b>189</b>

出典：中央最低賃金審議会資料より山添拓事務所作成

# 地域別最低賃金の答申額

ランク	答申	引き上げ幅（上積み）
<b>A</b> (6都府県)	<b>31</b> 円	答申通り 6 都府県
<b>B</b> (11 府県)	<b>31</b> 円	答申通り 8 府県 + <b>1</b> 円 (3 2 円) <b>2</b> 県
<b>C</b> (14 道県)	<b>30</b> 円	答申通り 1 0 県 + <b>1</b> 円 (3 1 円) <b>4</b> 県
<b>D</b> (16 県)	<b>30</b> 円	答申通り 1 県 + <b>1</b> 円 (3 1 円) <b>2</b> 県 + <b>2</b> 円 (3 2 円) <b>8</b> 県 + <b>3</b> 円 (3 3 円) <b>5</b> 県

出典：厚生労働省ホームページより山添拓事務所作成

2022 年 10 月 20 日 参議院予算委員会 日本共産党 山添拓

# 各地方最低賃金審議会の答申に示された政策要望

業務改善助成金など

支援策の拡充

33

都道府県

価格転嫁など取引の

適正化、環境整備

29

都道府県

税・社会保険料の減免

6県

扶養控除制度の見直し・  
検討など

10県

## 【要望内容(一部抜粋)】

- 中小企業・小規模事業者の賃金引き上げに「直接的かつ総合的な抜本的支援策」を（京都府）
- 社会保険料負担を累進性に変更の上、中小零細企業の負担を軽減すること（島根県）

# 集団的自衛権行使についての岸田文雄外相<sup>(当時)</sup>の答弁

日米同盟に基づく米国の存在、そしてその活動は、我が国の平和そして安定を維持する上で死活的に重要である、

・・・このような米軍に対する武力攻撃、これは、

・・・新三原則に当てはまる可能性は高い・・・

(2014年7月14日衆院予算委員会)